

福島県沖を震源とする地震及び津波(H28.11.22)における沿岸市町との意見交換について

H28.12.20

津波注意報等発表時の 住民への周知・広報の手段	東日本大震災の教訓が 生かされた事項	課題等
<p><u>多くの沿岸市町で行った周知・広報の手段</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による呼びかけ ・緊急速報メール ・Jアラート ・広報車 ・SNS ・ホームページ <p><u>市町によって行った周知・広報の手段</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団車両や消防団によるよびかけ ・臨時災害FM・FM放送 ・防災アプリ 	<p><u>住民の避難等に関すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の漁業者、沿岸部の市場や工事関係者が混乱なく避難することができた ・震災後に整備した津波避難施設等に混乱なく住民が避難できた ・職員、沿岸部住民の初動対応が早かった ・車による津波避難訓練を継続実施していることもあり、特に渋滞等が発生しなかったこと ・注意喚起段階での自主避難者の増加 <p><u>行政の対応に関すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波防災訓練が災害対策本部及び各機関の対応に生かされた ・首長判断による(マニュアルとは異なる)避難指示の発令ができた ・津波監視モニター及び潮位観測モニターを参照し、海面状況や潮位の変化に応じて避難勧告を発令した ・消防署との連携により、津波注意報発表の5分後から同報無線により市民への呼びかけを開始した ・避難所開設職員を速やかに派遣できた ・迅速な避難所開設を実施できた ・連携した避難所開設(市、学校、地区)ができた ・多くの情報発信ツールを使用した避難広報の実施、スムーズな住民への情報伝達 ・早期の避難誘導の実施 ・命令調による避難の呼びかけ放送 ・避難行動要支援者の把握 ・浸水域へ向かう車両の交通規制がスムーズに行われた ・消防団活動マニュアルに基づく団員の率先行動 	<p><u>住民の避難等に関すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設に関する情報や避難準備情報の発令基準等についての住民への周知 ・住民及び事業所に対する津波避難の意識啓発 ・自動車避難による渋滞及び路上駐車緩和対策 ・市民への呼びかけ方 ・避難指示に対する避難行動等の認識不足 ・ハード面での整備によりモラルハザードが起きているため、ソフト面対策を充実させること ・避難情報の意味を正確に理解してもらえるよう、防災講話等で毎回説明していくこと ・福島県沿岸に発表された津波警報で避難指示を発令することについて、住民に十分に浸透していないこと <p><u>行政の対応に関すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報から警報に変わるパターンへの対応の確立(訓練への取り入れ等) ・避難勧告及び避難指示の発令基準の見直し ・勧告・指示を出すタイミング及び対象区域、避難勧告解除のタイミング ・情報発信の迅速化(Jアラート情報によるエリアメール等の自動配信システムの導入に取り組んでいる) ・対象区域の方が全て避難できるように体制を整備すること ・津波避難を想定した避難所開設のあり方 ・各地区避難所の開設・閉鎖の際の連携不足 ・造成工事の進捗に合わせ、町並みが変わっている状況の中で、避難場所や避難誘導看板の設置や見直しについての対応が求められること